

施設内感染防止対策指針

承認者	確認者	作成者
印	印	印

改訂管理表

	改訂年月日	改訂内容
初版	H25年7月1日	新規登録
2	2024年2月23日	・3.職員研修の基本方針 「感染発生時の対応に関する訓練を年2回以上開催する」を追加。 ・4.感染発生状況報告に関する基本方針 施設内ネットワーク（グループコム）→施設内ネットワーク（ストーク）へ変更。
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

施設内感染防止対策指針

1. 施設内感染に関する基本的考え方

施設内感染防止対策として、スタンダード・プリコーションを基本とし、空気・飛沫・接触の感染経路別対策を実施する。感染発生の際には、その原因の速やかな特定・制圧・収束を図り、再発防止に向けての新たな対策を検討する。

2. 委員会組織

施設長を含む各部署、各フロアの代表者を構成員として組織する感染防止対策委員会を設け、毎月定期的に会議を開催して施設内感染の防止対策全般に関する事項の具体的な提案・実行・評価を行う。

委員会は次の内容の協議推進を行う

- ・ 施設内感染防止対策指針及び感染防止対策マニュアルの見直し。
- ・ 施設内感染対策に関する資料の収集と職員への周知。
- ・ 職員研修の企画。
- ・ 感染が発生した場合は、速やかに発生の原因を究明し、改善策を立案し、実施するために全職員への周知徹底を図る。

3. 職員研修の基本方針

- ・ 施設内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を図ることを、目標に応じて随時開催する。
- ・ 職員研修は、年2回全員対象に開催する。また、必要に応じて随時開催する。
- ・ 感染発生時の対応に関する訓練を年2回以上開催する。
- ・ 研修の結果の参加実績を記録・保存する。

4. 感染症発生状況報告に関する基本方針

感染発生時は、感染拡大を防止するために感染発生報告書を作成し、状況を職員へ施設内ネットワーク（ストーク）を活用し、情報共有を行う。

5. 施設内感染発生時の基本方針

感染症の発生状況については、委員会にてフィードバック感染対策の分析及び評価を行う。また、重大な問題が発生した場合は、臨時で感染防止対策委員会を開催する。

6. 当該指針の内覧に関する基本方針

本指針は、各部署配置の感染防止マニュアルにて全職員が閲覧できる。

7. その他、施設内感染防止対策推進に必要な基本方針

- ・ 施設内感染防止のため、施設職員は本指針及び各部署共通の「感染防止マニュアル」を遵守する。
- ・ 施設職員は、自らが施設内感染源とならないため、定期健康診断を受診し、常に健康管理に留意する。

- ・ 本指針及びマニュアルは必要に応じて見直し、改定結果は施設職員に周知徹底する